

若狭町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1.趣旨

この要領は、若狭町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定にあたり、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を求め、その内容及び提案者の能力を総合的に比較検討し、最も適当とされる受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2.業務名

若狭町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定に関する調査業務

3.業務内容

別紙「若狭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関するアンケート調査業務」
仕様書のとおり

4.業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、令和8年度の契約は、特段の事情がない限り、原則として令和7年度の受注業者との随意契約とする。

5.予算額

【令和7年度】

・第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 2,703,800 円(消費税込み)

【令和8年度】

未定

※令和8年度業務については、参考までに提出を求めることとする。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を満たしていることを条件とする。

(1) 若狭町での入札参加資格を有していること。また、県内の自治体で同種又は類似業務の実績があること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

7.プロポーザルに係る日程

内容	期日等
実施要項、仕様書等の公表	令和7年9月16日(火)
質問の受付期限	令和7年9月24日(水)
質問への回答	令和7年9月29日(月)
参加申込書の受付期限	令和7年9月30日(火)
企画提案書等受付期限	令和7年10月3日(金)
プロポーザルの実施	令和7年10月10日(金)
審査結果通知	令和7年10月17日(金)

8. 質疑応答について

本件についての実施要領及び仕様書等に質疑がある場合は、令和7年9月24日(水)午後4時までに質疑書(様式は任意とし、返信先を記載すること)を郵送、電子メール又はファックスにて福祉課担当まで提出するものとする。なお、回答に関しては依頼者全員に電子メール又はファックスにて通知する。

9. 参加申込について

参加申込書(様式1)については、令和7年9月30日(火)午後4時までに、持参、郵送またはファックスで提出すること。

10. 企画提案書等の提出について

(1) 企画提案書(8部)

規格はA4版縦とし、横書きを基本としその他書式は特に定めないものとする。

なお、提案内容は別紙仕様書を踏まえたものとし、次の必須記載事項を全て記載することとする。

【必須記載事項】

- ・計画に対する考え方
- ・ニーズ調査に関する提案
- ・策定に関する手法
- ・業務スケジュールと役割分担
- ・本業務の推進体制

(2) 関連業務の実績(8部)

(3) 見積書及び積算内訳: 1部

※消費税率は10%と想定すること。また、見積書には税込み価格を記載し、その旨を明示すること。

※令和7年度に実施する事業の見積金額及び積算内訳並びに参考資料として令和8年度実施予定内容の見積金額及び積算内訳を提出すること。

11. 提出期限

(1) 日 時 令和7年10月3日(金)午後4時まで

(2) 提 出 先 若狭町福祉課

(3) 提 出 方 法 持参又は郵送による。

※なお、期限までに提出のない場合は参加を辞退したものとみなします。企画提案書を提出した場合は、プレゼンテーションにも必ず参加してください。プレゼンテーションに参加しない場合も辞退したものとみなします。

12. 審査方法

(1) 選定にあたり、町職員及び福祉関係者で構成する審査委員会を設置し、各事業者の企画提案ヒアリングを実施し決定する。審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。

(2) 審査結果、最高得点を獲得した提案者を委託契約予定者として選定する。

(3) プロポーザルヒアリング日時

日時: 令和7年10月10日(金)

場所：若狭町役場(上中庁舎)福祉課 ※詳細は後日通知します。

13.契約の締結

審査により委託契約予定者に選定された者について、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、審査の採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

14.参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2)公平な審査を阻害する行為があった場合
- (3)見積書の見積額(税込)が前記5の予算額を超えている場合

15.その他留意事項

- (1)本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2)提出期限後の提出書類の加除修正は認めない。
- (3)提出書類は返却しない。

16.書類の提出先及び問い合わせ先

〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場 20-18

若狭町役場(上中庁舎)福祉課 担当：三宅

電 話：0770-62-2703

FAX :0770-62-1049

E-mail : kaigo@town.fukui-wakasa.lg.jp